

来月から毎週火曜日は

窓口業務を午後7時まで延長

〓水口庁舎市民課と各支所市民窓口〓

市では、市民の皆さんへのよりよいサービスの検討を進め、利用いただきやすい市役所をめざしています。

その一つとして来月から、毎週火曜日に夜間の窓口業務の延長を実施します。延長する時間は、午後7時までで、戸籍・住民票関係の証明書や税関係の証明書などの交付事務を水口庁舎及び各支所で行います。

これまでも自動交付機で、住民票や印鑑登録証明書の夜間発行は可能でしたが、来月からは火曜日に限り、職員が対応し、他の証明書の発行も可能となります。(他の曜日は、自動交付機のみ。自動交付機の稼働時間や取り扱いできる証明書は従前と同じです。)

なお、具体的な取扱内容や対象事務等、詳しくは次のとおりです。

◆延長する日時

平成21年7月から
毎週火曜日のみ

午後5時15分から午後7時まで

※祝日や年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。

◆延長する場所

水口庁舎市民課、及び各支所市民担当窓口のみ

◆取扱業務

①各種証明書等の交付事務

- ・住民票の写し
 - ・住民票記載事項証明書
 - ・外国人登録原票記載事項証明書
 - ・戸籍(除籍)謄本・抄本・附票の写し
 - ・税関係証明(所得・課税・非課税・評価・公課の各証明書)
- ※納税証明書は入金の確認が必要
なため交付できません。

②印鑑登録事務

- ・印鑑登録証明書
- ・印鑑登録(市民カードの交付)

③市民カードへの交換事務

・旧町の印鑑登録証をお持ちの方は、ぜひ「市民カード」に交換してください。

休日や時間外も自動交付機から住民票などの交付を受けることができます。

※必ずご本人がお越しください。

◆お願い

- (1)住民票・戸籍謄抄本などの交付申請時には、窓口に来られる方の本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証等)をご持参ください。また代理人の場合は、委任状が必要です。
- (2)住民異動(転入・転居・転出)は、お取り扱いできません。
- (3)市民カードへの交換をしていた
だく方法は次のとおりです。
・ご本人がお越しください。
・ご本人がご越してください。

※自動交付機を使用する際の暗証番号を、ご本人に入力していた



だくためです。

・ご持参いただくもの

①運転免許証、パスポートなどの写真付き本人確認書類

②旧町の印鑑登録証(印鑑登録カード)

③認印

(4)住民票関係、印鑑証明、税関係証明書の交付手数料は、7月から300円とさせていただきます。(〓承ってください。)

市では、これからも自動交付機で交付できる証明書の種類を増やすなど、よりよいサービスの検討を進めていきます。

問い合わせ

市民課

☎65-106833 ☎65-163388

— お詫びと訂正 —

6月1日号6、7ページ「平成21年度区長さん決まる」の記事の中で下記の誤りがありました。お詫びして訂正します。

信楽地域 区長(自治会長)名〔敬称略〕 長野
●誤…石田 昌一 ○正…杉本 雅由

甲賀地域 区(自治会)名
●誤…毛牧 ○正…毛牧